
令和5年度第2回練馬区入札監視委員会

（令和5年11月15日（水）：午後2時00分～午後4時00分）

- 1 開催日時 令和5年11月15日（水）午後2時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 委員、委員、委員
区 総務部長、総務課長・文書業務係長、経理用地課長
施設管理課長、施設整備課長・建築担当係長・機械担当係長
道路公園課長・西部公園出張所長
防災計画課長
土木部管理課長・地籍調査係長
保健給食課長・学校給食係長
保育課長・入園相談係長
- 4 議事
 - (1) 前回議事概要の確認（資料1）
 - (2) 審議案件
令和5年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
 - ・工事契約一覧（資料3）
 - ・物品契約一覧（資料4）
 - ・委託等契約一覧（資料5）
 - ・設計・測量等契約一覧（資料6）
 - (3) 報告事項
令和5年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）
 - ・令和5年度前期契約件数等（資料7）
 - ・令和5年度工事等の入札不調一覧（資料8）
 - ・指名停止措置等について（資料9）
 - (4) その他
次回開催日程について
- 5 会議の内容

<前回議事概要>

全委員了承

<審議>

●案件1～10 案件抽出理由について

(委員)

案件1 「旧石神井町福祉園解体等工事」

「旧北保健相談所解体等工事」

二つの解体工事は落札率が近似しているので、工事内容、入札状況を確認したい。

案件2 「練馬区立大泉第一小学校プールおよびトイレ改修工事」

落札率が100%に近いので内容を確認したい。

案件3 「練馬区立石神井南中学校校舎等長寿命化改修基本設計業務委託」

落札率が低い、予定価格がどの様に設定されたか知りたい。

案件4 「(仮称)練馬区立南田中小学童クラブ等整備機械設備工事」

案件5 「地籍調査(街区境界調査)委託(南大泉一丁目ほか地区)」

落札率が100%に近いので内容を確認したい。

案件6 「衛生用品の購入」

落札率が100%に近いので内容を確認したい。区外業者になった事情も含めて応札状況を確認したい。

案件7 「令和5年度 学校給食用洗剤の購入(単価契約)」

案件8 「令和5年度練馬区文書等集配業務委託(単価契約)」

案件9 「西部公園清掃管理作業(その4)」

一般入札にしなかった理由を確認したい(特殊なものではないと思われるので)。

案件10 「令和5年度保育課入園等事務の一部業務委託」

一般入札にしなかった理由を確認したい(特殊なものではないと思われるので)。また、「一部」の内容を確認したい。

【案件1】

旧石神井町福祉園解体等工事、旧北保健相談所解体等工事

(事務局)

それでは、資料2-1、1ページ目をお願いする。

審議案件の1番、旧石神井町福祉園解体等工事、旧北保健相談所解体等工事について説明する。

まず、旧石神井町福祉園解体等工事の入札結果について、本件は、令和4年に廃止した石神井町福祉園の跡地に、民間事業者が重度障害者グループホームを建設、運営する予定があることから、旧石神井町福祉園の施設棟の解体等を行う工事である。

引き続き、公告書をご覧いただきたい。

本件については、解体工事業種を練馬区に登録している区内・区外事業者を対象として、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行ったものである。

なお、区内事業者は経営事項審査における解体の総合評定値を有すること、区外の事業者については総合評定値が1,000点以上であることを求めた。

工事内容について、裏面の2ページをお願いする。

工事概要欄に記載のとおり、施設棟および附属棟の解体工事、解体後の敷地整備を工事内容としている。

3ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には、6者から応募があり、3者が不参、1者が辞退、応札した2者のうち、株式会社一松工業が4,315万8,400円、税込4,747万4,240円、落札率87.16%で落札した。

続いて、旧北保健相談所解体等工事の入札結果について説明する。

本件は、建物の老朽化により、旧北保健相談所の建物の解体等を行う工事である。

なお、北保健相談所は近隣に移転している。

11ページ、公告書をご覧ください。

本件は、解体工事業種を練馬区に登録している区内・区外事業者を対象として、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行った。

なお、先ほど同様、区内業者については経営事項審査における解体の総合評定値を有すること、区外の事業者については総合評定値が1,000点以上であることを求めた。

工事の内容について、裏面の12ページをお願いする。

工事概要欄に記載のとおり、旧北保健相談所建物の解体工事、解体後の敷地整備である。13ページをお願いする。

入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には4者から応募があり、1者不参、1者辞退、応札した2者のうち、株式会社サカキ重機が3,284万460円、税込3,612万4,506円、落札率87.15%で落札した。

次に、抽出理由についてである。

二つの解体工事は落札率が近似しているため、工事内容、入札状況を確認したいとのことである。

冒頭で少し触れたが、工事内容、入札状況について、2案件とも同じような内容となっている。

次に、二つの解体工事の落札率が近似している理由についてである。

令和5年4月に最低制限価格の改正を行った。改正後に、1者単体で申込みができる解体工事の一般競争入札案件としては、旧石神井町福祉園が最初の案件である。そのため、旧石神井町福祉園の開札結果が、事業者にとって一定の参考になっていると考えられる。

旧石神井町福祉園開札の2週間後に、旧北保健相談所の開札を行った。

解体工事は、事業者によって必要な機材を所有している等のことから、建築工事と比べて経費の圧縮を図りやすいという点がある。それも相まって、直近の開札結果を参考にしやすいのではないかと推測する。

詳細な工事内容は、それぞれ5ページから9ページ、15ページから19ページに添付しているので、後ほどご覧ください。

説明は以上である。

（委員）

これについて、ご質問などはあるか。

（委員）

落札率については承知した。

直接関係はないが、最初の説明のときに、民間の重度グループホームを開設するので解体するという話をされていた。

この土地は、建物を壊して、重度のグループホームを造る法人等に、何らかの条件をつけて貸すということか。

重度のグループホームは採算が合わないため、重度のグループホームを造ってくれといっても、なかなか造れないといった話を聞いたことがある。

一般のグループホームはできているが、重度は難しいというところがある。

その辺の事情を、聞かせていただける範囲の中で教えていただけるとありがたい。

（経理用地課長）

前任が障害者施策推進課長なので、私の覚えている範囲になるが、今、委員がおっしゃったとおり、重度障害者グループホームは民間では採算が取りにくいということがあって参入は難しい。

ただ、重度障害者の方の行き場ということで、非常に政策的な課題になっている。

旧石神井町福祉園は、狭小で、また老朽化していたため、別の場所を確保し、民間を誘致して福祉園を造った。旧石神井町福祉園に行かれていた方は、ほぼそちらの新しい福祉園に移った。

その跡地に、区の計画で重度グループホームとショートステイと相談支援機能を生かした拠点づくりを行った。

その際に、そういった運営をするに当たり、建設費の補助や、運営に当たっても補助する前提で公募し、民間事業者を決めた。そういう整備に向けて、今、進めている状況である。その前提としての解体工事になる。

（委員）

あと、もう一つ。あの敷地は、接道が厳しくて大きな建物が建てられなかった。私の担当したときに、造り変えるときに、結構課題のある用地だったが、今回の件はクリアするのか。

（経理用地課長）

おっしゃるとおり、いわゆる旗竿地としてグループホームを建てるには、東京都の条例上、難しいため、隣地の方と土地交換をしてクリアしたという経過がある。

（委員）

実は、私も今、障害者系施設を運営する社会福祉法人の理事長をやっているが、重度のグループホームを造ってくれと言われても、単体で経営上は厳しくて、市で何らかの支援をしてもらえないと実態は厳しいと思っている。

練馬区がそこまでやってくれているのはありがたいという感想である。

（委員）

不勉強で教えていただきたい。

今の資料の3ページで、会社の名前が6者ほど並んでいる。辞退の事業者が多いが、不参とはどういう意味か。

それから、ここに名前が載っているにもかかわらず不参という結果に終わっているは、どのような理由があるのか。

不参にもかかわらず、ここに名前が載るのは何かメリットがあるのか。教えていただけたらありがたい。

（事務局）

まず、不参という表記について、事業者にとってメリットがあるかどうかという点だが、メリットは特にないと思う。

不参と辞退の取扱いだが、今回は一般競争入札の案件なので、公告を行った後、事業者から申込みを受ける。

申込みを受けて、先ほどの経営事項審査点と入札参加の条件をクリアしているかどうかを区で確認する。その結果、この6者になった。

応札に当たって、こういう理由で参加できないと辞退届が出された事業者は、辞退という表記にしてある。

何らかの事情で応札いただけなかったところは、不参という表記となっている。

（委員）

不参というのは、応札したいならどうぞという案内に対して、何らの応答もなかったということか。

（事務局）

諸事情はあると思う。こちらで、参加資格を確認した後に、設計図書等を送付してある。恐らく、社内の検討の中で応じられないような事情が発生して、辞退届を忘れた可能性もある。結果、応札されず、不参になったところである。

（委員）

そうすると、設計図書を見ない段階で申込みがされるのか。

申込みをして、審査は通ったが、設計図書を見たら、どうもこれはあまりうまくないという、そのような判断をしたと推測すればよいのか。

（事務局）

事情は様々にあると思うが、公告の段階で、まずは予定価格を示しているので、工事の規模感は一定お分かりいただけると思う。

あと、概要についても、簡単だが、こういう内容だと公告書に記載している。

事業者が応札するに当たって、採算が取れるかどうかという積算作業を行うが、その必要な資料は、資格確認が終わった段階で対象となる方にお送りしている。

積算の中で何らかの釣り合いが取れない等の事情で、辞退なり、応札できないという判断をされたと考える。

（委員）

了解した。

（委員）

入札状況だが、参加が6者あり、そのうち札を上げたのが2者しかいないのは、難しい工事だとか、あるいは、よほど安くしないと取れそうもないという判断だったのか。その辺はどのような事情が考えられるか。

（施設整備課長）

工事費は、まず、現地や図面も確認して、その中で金額を積み上げていく形である。積み上げ方については、東京都の単価等を準用して積算していくものである。工事費は、適正に積算されている。

一方で、こちらの工事だが、解体する規模は、それほど大きくない。そういった中で、最終的に応札したところが2者に限られたと考える。

（委員）

たくさん利益が取れるような工事ではないということで、辞退とか不参が多かったのではないか。という考えでよいか。

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件2】

練馬区立大泉第一小学校プールおよびトイレ改修工事

（事務局）

続いて、資料2-2の21ページをお願いする。

審議案件の2番、練馬区立大泉第一小学校プールおよびトイレ改修工事について、説明する。

本件は、経年劣化した大泉第一小学校のプール槽および附属棟などの改修、同校東校舎の女子トイレの洋式化改修工事を行った。

次に、入札結果について説明する。

引き続き、公告書をご覧いただきたい。

本件は予定価格が5千万円以上1億円未満の建築工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営の格付がA、B、Cランクの区内事業

者を対象に、制限付き一般競争入札を実施し、契約した。

23ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

開札の結果、3者から申込みがあったが、2者が辞退、応札した株式会社日立コーポレーションが5,990万円、税込価格6,589万円、落札率は99.49%で落札した。

次に、抽出理由について、説明する。

抽出理由は、落札率が100%に近いので内容を確認したいということである。

工事内容は、冒頭に申し上げたとおり、プール槽および付属棟の改修、女子トイレの洋式化改修である。

プール槽の改修について、練馬区で通常行っている改修工事ではプールのシートを張り替える工事を行っているが、本件工事では、現状傾いてしまっているプールの高さを、コンクリートの充填等により水平に調整する作業が加わっている。このレベル調整が、通常の工事よりも技術力を要する作業になっている。

また、本件は6月に一度入札を行ったが、不調になり、9月に改めて入札を行った。

その際に、一部の工事を削減するとともに、工期を6月20日から翌3月8日、176日間の予定であったものを、9月12日から3月25日、128日間と見直しを行った。

次に、落札率が100%に近い理由であるが、本件は、予定価格を事前公表している案件のため、落札者が予定価格に近い額で応札し、他社が辞退した場合に高落札率となる。

本件については、高さの調整を伴う工事、技術力を要するという点、それと、見直した工期、工事内容で、事業者から敬遠されて、応札者が1者になったことから、高い落札率になったものと推測する。

詳細な工事内容については、25ページから32ページまでに添付しているので、後ほどご覧ください。

説明は以上である。

（委員）

これについて、ご質問などはあるか。

（委員）

先ほど、プールの高さ、傾きを調整するというお話だったかと思う。

それについて、資料上の記載はどこにあるのか。

（施設整備課長）

こちらに添付しているのは、特記仕様書のみとなっている。実際の入札に当たっては図面も公表しているが、こちらにはつけていない。その図面の中で、レベル調整という形で表記した。

（委員）

そうすると、例えば30ページなどの施工区分という項目の中には出てこない工事ということか。ここには書かれていないが、別の図面を見れば分かる工事なのか。

（施設整備課長）

30ページから32ページにかけて、建築、機械、電気等の工事区分について記載している。通常だと、建築、電気、機械、それぞれ別に発注しているの、関連工事で、誰がどの工事をするのか明確にするため表記している。

（委員）

最初に説明を受けた感触では、27ページにある校舎のトイレの洋式化と、あと、27ページの表からは分かりかねるが、恐らく、プールの傾きを直す工事が一番費用がかかるのではないかと推測する。それが、資料から分からないのは、なぜなのか。

あと、難しい工事という説明をいただいたが、23ページの6,622万9,900円の予定価格をどのように算出されたのか。

（施設整備課長）

予定価格は東京都の単価等を準用して積み上げている。その中で適正に算出して、この金額となっている。

（施設管理課長）

こちらの特記には記載されていない。代わりに、図面に、現状のレベルが幾つで最終的なレベルが幾つかという表記をして、レベル調整をすることは明確に書いてある。

施工業者は、図面を見れば、どこがどのくらい上がるのか表現されているので、それは重々分かっている。

レベル調整費の金額は、全体から言えば、それほど大きいウエイトは占めていない。

ただ、このぐらいレベル調整するのはめったにない。

おそらく、施工業者的には、金額よりも、めったにない工事に対して、どうだろうと思ったのかと想像した。

他の工事の発注もある中で、やったことのない工事で、金額的には大きい方ではないので、参加が少なかった。

それと、金額的にも100%に近いのは、一般的にやったことのない工事だと、往々にして落札率は高めになる。それはリスク回避という意味合いもあるかと思う。

多分、そういうことが重なったのかと思う。

（委員）

検証する側としては、非常に珍しい、難しい工事と聞くと、それがどのような内容だったのか。金額的には今教えていただいたが、それがどの程度なのか、検証材料として資料中で検討できることを希望する。

資料に出ていない工事が非常に難しい工事だと説明いただいても、検証のしようがない。その辺を配慮いただきたい。

それから、今の説明でも、めったにない工事になると、適正に、東京都の基準に従って積み重ねて、見積りを出したとお答えいただいても、何の内容なのかよく分からない。その辺をもう一度お聞かせいただきたい。

（施設管理課長）

添付資料については、今後、経理用地課と相談して、分かりやすい資料づくりに努めたい。それと、工事としてレベル調整については、一般的には、普通の建物の場合は床の調整はあるが、今回のようなプールは、私自身も初めてである。

工事の内容的には、レベルというのは、普通は床でもやっているが、プールで、全体的にやるのは初めてだから、その辺で嫌われたと思う。

（委員）

プールが沈下で傾くと、それはどうやって直すのか。教えていただきたい。

（施設管理課長）

一般的にモルタル系でのレベル調整ということで、10cm下がっていれば、10cm厚みを増すような感じで行う。

ただ、それがあまりにも厚いとひび割れを起こすから、メッシュを入れるなどとするが、今回はレベルに合わせて調整する。

施工業者が施工する前に、もう一度、レベルを確認する。

そこで、最終的に、どのレベルに合わせるのかを、区の担当者と協議して、それに合わせたレベルを決めて施工することになる。

あと、厚みによってどう対応するかというのは施工業者と相談になる。

（委員）

委員の質問に続いて、この工事は小学校のプールとトイレの改修工事で、プールの改修工事は、通常はそれほど変わった工事ではないと思う。

そういう意味で言うと、プールの工事がすごく難しい工事で、業者も歓迎していないという話を伺うと、六千何百万円のうちプール工事とトイレ改修工事の割合はどれぐらいになるのか。

プール工事の方の割合が非常に大きいのであれば、今の説明も、そういうことなのかと思うが、トイレ改修工事とフィフティ・フィフティぐらいという話になると、その説明はいかかかと思うので、その辺を教えていただきたい。

（建築担当係長）

割合からすると、ほとんどがプールの改修工事費になっている。

トイレの改修は、中身が和便を洋便化するというリモデルの工事が数か所あるだけなので、ほとんど金額的にはいっていない状況である。

（委員）

私は、プールが傾いたというと、下から扛重機で持ち上げて元に戻すと思った。そういうことはないと思うが、そうではなくて、モルタルか何かを上から積んで高さをならしたのか。それだけを聞くと、この金額の工事になるのかという気がした。

先ほど、非常に金額が低いとお聞きしたが、今のお答えだと、大半がプールということである。下から持ち上げて元に戻すという、全然違う工事ではないとすると、これだけの金額になるのは若干違和感がある。

（施設整備課長）

こちらは校庭にあるプールで、そのプールの既存の躯体を利用して改修を行うということになっている。

プール槽についても、モルタルを少なからして整備し直すという形である。

実際の工事の内容は、当然、床をならして調整をするだけでなく、プールの周りの甲羅干し部分も、シートを張り替えたり、付属棟についても更衣室とトイレなどがある。そういった内部についても、全て整備し直す工事もある。

それから、プールの周りの目隠しも取り替えるような工事も併せてある。

（委員）

私も、大二小のプールの横を通っているのですが、どういうプールか、大体理解した。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件3】

練馬区立石神井南中学校校舎等長寿命化改修基本設計業務委託

（事務局）

資料2-3の33ページをお願いします。

審議案件の3番、練馬区立石神井南中学校校舎等長寿命化改修基本設計業務委託について説明する。

本件は、築50年を超えた石神井南中学校校舎等について、目標使用年数を80年とする長寿命化改修工事を行うための基本設計業務を委託するものである。

次に、入札結果について説明する。

公告書をご覧ください。

本件は予定価格が1千万円を超える建築設計業務委託であったため、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱に基づき、制限付き一般競争入札を実施し、契約した。

35ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

開札の結果、7者から申込みがあったが、2者が辞退し、1者が最低制限価格未満で失格になり、応札した4者のうち、株式会社松下設計東京支社が3,200万円、税込各3,520万円、落札率が●●%で落札した。

次に、抽出理由について、説明する。

抽出利用は、落札率は低いですが、予定価格はどのように設定されたか知りたいということである。

まず、予定価格だが、2者から下見積りを徴し、事業者の業務量を想定した上で、練馬区の積算基準に則して、改めて積算し、予定価格としたものである。

次に、落札率が低かった理由についてだが、本件は予定価格が●●万●●円で、練馬区が発注する設計業務としては、金額規模の大きな案件となる。

金額規模の大きな案件については、業務量もおのずと多くなるため、事業者のノウハウ、工夫を生かせる余地が大きいところがあり、事業者により積算にばらつきが生じることがある。

本件についても、応札した事業者の金額に約2倍近い開きが出ている状況である。

また、本件落札業者は、令和4年度に練馬区が発注した大型の設計案件に応札したが受注に至らなかった。

そうしたことから、今年度は受注意欲が高かったということで、事業者が頑張った数字として、落札率●●%という結果になったと推測した。

詳細な仕様については37ページから48ページに添付しているので、後ほどご覧いただきたい。

説明については以上である。

(委員)

これについて、ご質問などはあるか。

(委員)

これは設計の契約だと思うが、これに基づいた工事は行われていないのか。

(施設整備課長)

今、基本設計である。今後、実施設計を経て工事を行っていくことになる。

(委員)

そうすると、工事の代金なり大体の建築の金額は、まだ出ていないのか。

(施設整備課長)

工事費は、まだ出てきていない。

(委員)

了解した。

(委員)

なぜ、この業者が受注したのか、いろいろと説明を受けたが、35ページで、設計に工夫ができるという話で、まず一つは2倍の差があるという話と、基本的には、基本設計を取

ると、次に、実施設計も同じ会社が取るのがセオリーである。

工夫の話もそうかもしれないが、次の実施設計のことを考えると、そういうことも含めて頑張るといふ話もあるのではないかと見ているが、その辺はどう分析されているのか。

（施設整備課長）

こちらの基本設計は、先ほど説明があったとおり、練馬区の中で、現段階で長寿命化の設計等を行った事例がない。

見積り等を基に、どのような形で、どこに、時間とか、設計図書などをかける必要があるのか確認した上で、基準にのっとって積算をしている。

確かに、基本設計は実施設計を見越しているかもしれないが、落札率があまり高くないような状況はある。

実施設計について、基本設計を受けたところが100%受注するわけではない。当然、基本設計の中で、どのような形で、適正に、効率的に効果的に業務を行ったのか確認した上で、実施設計について、基本設計を受けた会社に受注してもらいたいと要望する場合に随意契約となる。実施設計を見越して、設計事務所が低く金額を入れてくる場合もあると推測している。

（経理用地課長）

補足する。今、委員からお話があったのは、基本設計と実施設計がセットで付いてくるのではないかという話である。

そういった事例は、もちろんあるが、必ずしもそうしているわけではないというのは、施設整備課長が話したとおりである。

基本設計の中身を確認した上で実施設計としているので、設計会社としても、随契で次に取れるかどうか分からないとなると、基本設計の入札の金額もばらついてくるのではないかと。

ただ、今回の当該事業者は受注意欲が高かったもので、ある程度チャレンジされてきたと思っている。

基本設計をやって実施設計という中で、中身がよければ、そのままやっていくということは、一部の契約において実績は確かにある。以上である。

（施設管理課長）

実施設計が随契になる場合はあるが、私どもとしても、実施設計は実施設計で、積算をしており、実施設計の契約上、適正な金額で契約しているという認識を持っている。

（委員）

基本設計を完了して、その後、実施設計の段階で見直してということもあり得るのか。

あくまでも基本設計に拘束されて、基本設計の範囲は一切超えてはいけないという制限があるかどうか、そういう話である。

（施設整備課長）

実施設計において、必ずしも基本設計を変えてはいけないというものではない。
もちろん、基本設計を踏まえて実施設計を行うことに変わりはないが、必ずしも拘束されるわけではない。

（委員）

今回は石神井南中学校の校舎だが、区内の公立の小・中学校を含めて、今後も同じような長寿命計画を推進されていく予定か。

（施設管理課長）

区としては、長寿命化は今回初めて着手している。概ね1年に1校ずつやっていきたいと考えている。

（委員）

長寿命化計画の場合は、今回と同じように、まず基本設計をやって、その後に、実施設計、具体的な工事というステップを必ず踏むイメージか。

（施設整備課長）

そのとおりである。

（委員）

今回が最初の長寿命化で、非常に低い価格で札が入れられたわけである。

基準に基づいて積算していくと、今回は●●万円という数字になったが、例えば3,500万円でもやってもらった実績があると、次回の入札のときには、3,500万円を参考にした価格設定になるのか。

それとも、これはこれで、あくまでも基準に基づいて、改めて積算して予定価格を算出するのか、その辺の方針を聞かせていただきたい。

（施設整備課長）

今回の実際の基本設計の中で、どこに、どれぐらいの業務量を費やしたのか、ある程度、推測できるようになってきた。

それを踏まえて見直しを図っていくが、3,500万円という契約金額より、それぞれの学校ごとに、学校規模や状況などによっても変わってくる。あくまで参考にして、それぞれの学校ごとに積算する。

（委員）

石神井南中学は、築50年をもう30年延ばして、80年という目的だと、先ほどお聞きした。

37ページの資料で、設計の概要の中で、次の建築物の長寿命化改修設計ということで、米印の四つ目の、想定する代表的な改修項目を見ていくと、トイレ、電気、照明を改修すると、あと30年延びるのか。

素人の感覚だが、もっと建物の躯体に及ぶようなものでないと、30年にならないという、本当に素人の素朴な感想を持っている。

30年ということでは小さな工事ではないかという気がする。その辺を教えてください。

（施設整備課長）

建物本体のコンクリートなどを調査して、耐用年数に耐えられるように対応している。

こちらに表記したものは設備関係が多い。学校はどうしても運営しながら工事をする必要がある。

こういった設備は、学校を運営しながらでは難しいものになるので、大規模に改修できるときに対応し、今後、80年間を使うということ考えている。

（委員）

了解した。

委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件4】

（仮称）練馬区立南田中小学童クラブ等整備機械設備工事

（事務局）

それでは、資料2-4の49ページをお願いします。

審議案件の4番、（仮称）練馬区立南田中小学童クラブ等整備機械設備工事である。

本件については、練馬区で進めている学童クラブの校内化にともない、校内学童クラブのない南田小学校に学童クラブを設置するため、必要な空調設備の工事を行うものである。

次に、入札結果について説明する。

公告書をご覧ください。

本件は、予定価格が1千万円以上2千万円未満の空調工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づいて、共同運営格付がA、B、Cランクの区内事業者を対象に制限付き一般競争入札を実施し、契約したものである。

51ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

開札の結果、5者から申込みがあったが、2者が辞退し、2者が不参となった。応札した株式会社折茂熱学が929万円、税込価格1,021万9,000円、落札率は99.99%で落札した。

次に、抽出理由について説明する。

抽出理由は、落札率が100%に近いので、内容を確認したいということである。

まず、工事内容だが、南田中小学校の4階にあるパソコン教室を学童クラブ室に改修することにとまなう、既存空調機の取外し・取付け、全熱交換器の撤去・新設、流し台設置などの給排水工事を行うものである。工事内容としては、特殊な工種、工法を用いるようなものではないと聞いている。

次に、落札率が100%に近い理由だが、本件工事は、9月までに練馬区で実施した空調工事の入札案件で、予定価格としては最も低い案件であった。そのため、事業者にとっては、積極的に受注したい案件ではなかったように推察した。

そのため、応札者が予定価格近似値で入札し、他の事業者が辞退したことによって、落札率が99.99%という高い落札率につながったものと考えている。

説明については以上である。

（委員）

これについて、ご質問などはあるか。

（委員）

予定価格を事前に公表しておいて、額が小さくて他のところが敬遠して、結果的に1者しか入札しなくて、提示していた額で入札するという説明を受けると、何となく違和感がある。きちんと理由は説明できないが、そういう状況になったときに、価格を事前に提示してしまうところが何かしっくりいかない。それはいかがか。

（経理用地課長）

工事の予定価格の事前公表は1千万円以上という基準にしている。当該案件の予定価格は1千万円ぎりぎり、予定価格を公表しなければいけなかった。

空調工事については、この他に何件も学校関係でやるが、学校は同じ時期に工事が集中してしまうことがある。一方で、受注制限も設けていることから、相対的に高いものに人気が集まり、低いものだと敬遠するのではないかと推察している。それは一つの理由かと思っている。

（委員）

学校の中に学童クラブをつくるというのは、既存の教室とか空き部屋を利用するのか。

（施設整備課長）

校内に学童クラブを入れることで計画している。

今回は4階のパソコン教室を学童クラブに改修する。

（委員）

例えば、今日の会議の目的から外れるかもしれないが、少子化で教室が余っているというか、パソコン教室を他に移動しても、移動する先があるという事情もあるのか。

（施設整備課長）

学校によって事情は様々で、全てのところで空き教室があるかということ、そういうわけでもない。35人学級にすることで、空き教室があまりない学校もある。

そういった中で、この学校はパソコン教室を空けることができるので、こちらを利用して学童クラブをつくることになった。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件5】

地籍調査（街区境界調査）委託（南大泉一丁目ほか地区）

（事務局）

次の案件、65ページをお願いする。資料2-5である。

審議案件5番、地籍調査（街区境界調査）委託（南大泉一丁目ほか地区）についてである。

本件は、震災等により現地の地形地物が大きくずれた場合でも、ガス、水道などのインフラの早期復旧を可能にするため、土地と公道との境界およびそれに接する民地同士の境界点について調査・測量を行うものである。

次に、入札結果について説明する。

公告書をご覧ください。

本件については、予定価格は非公表だが、予定価格1千万円以上の測量委託であるため、練馬区制限付き一般競争入札要綱の実施要綱に基づき、入札を実施し、契約したものである。

67ページをお開きいただきたい。

入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

開札の結果、11者から申込みがあり、11者全て応札した結果、最も安い金額の三和航測株式会社が、2,200万円、税込価格2,420万円の入札し、落札率●●%で落札した。

次に、抽出理由は、落札率が100%に近いので内容を確認したいということである。

内容は、冒頭に申し上げたとおり、土地と公道との境界および、それに接する民地同士の境界点についての調査測量である。

公告書の工事概要において、測量の面積等を示して入札を行っている。

次に、落札率が100%に近い理由について、本件は測量ということで、予定価格を非公表として行っている。

公益社団法人全国国土調査協会が発行する地籍調査事業費積算基準書や、東京都財務局の設計業務委託等技術者単価などの公表された資料を基に、区が積算して設定している。

そのため、事業者が予定価格を想定することは比較的容易にできたと考える。

また、本件業務委託は、測量ということもあり、経費のほとんどが人件費であるため、作業手順がある程度決まっている。

そのため、材料の仕入れ、人員配置による工夫が難しい側面が考えられることから、事業者の応札額についても想定した予定額の近似値で固まったと考える。

結果、その中でも比較的安い金額を入れた本件落札事業者が、落札率100%に近い数字で入札したと考える。

詳細な仕様は69ページから78ページに添付している。後ほどご覧いただきたい。

説明については以上である。

（委員）

これについて、ご質問などはあるか。

（委員）

確認である。

今、教えていただいたとおり、測量の基準となる積算された金額のガイドラインがあるのか。僕らが測量士にお願いするときは、高いところもあれば安いところもある感じである。区が拠り所とする基準があり、当然業者も知っているというものがあるのか。

（土木部管理課長）

今お話にあるとおり、積算基準や内訳で公表されているものはある。業者は、それをご覧になり、見積りされていると推察する。

したがって、似たような金額でどうしても入札されると考える。

（委員）

了解した。

（委員）

地籍調査は練馬区でどのくらいの割合で進んでいるのか。

地籍調査は進まないと言われており、全部やるのは大変だという話がある。今、練馬区はどのくらい進んでいるのか。

（土木部管理課長）

現在の進捗率は、令和4年度末までの状況で10.5%。平成17年から始めて10.5%で、なかなか進まない状況である。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件6】

衛生用品の購入

（事務局）

6番目の案件、資料2-6の79ページをお願いする。

審議案件の6番、衛生用品の購入についてである。

本件は、練馬区が、避難拠点、集中備蓄倉庫、帰宅支援ステーションに、災害時に避難者へ提供するために備蓄している衛生用品のうち、使用の推奨期限が過ぎているものや、使用期限が迫っているものについて、更新することを目的として衛生用品を購入したものである。

入札結果について説明する。

まず、公告書をご覧ください。

本件については、予定価格1千万円以上の物品の買入れであったため、区内事業者についてはAからCランク、区外事業者についてはAランクを対象とし、練馬区制限付き一般競争入札実施要項に基づき、一般競争入札を実施し、契約したものである。

81ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

開札の結果、3者から申込みがあったが、2者が辞退し、応札した船山株式会社が1,953万3,725円、税込み価格2,148万7,097円で、落札率●●%で落札したものである。

次に、抽出理由について説明する。

抽出理由は、落札率が100%に近いので、内容について確認したい。区外事業者になった事情も含めて、応札状況を確認したいということである。

まず、内容について説明する。

83ページの仕様書をご覧ください。

こちらの2に数量を書いているが、避難拠点分として生理用品、マスク、ガーゼ、包帯、ニトリル手袋、ペーパータオル、三角巾、それに、子ども用おむつ、大人用おむつ。

集中備蓄倉庫分として、生理用品、マスク、ガーゼ、包帯、三角巾、大人用おむつ。

さらに、帰宅支援ステーション分として、生理用品、子ども用おむつ、大人用おむつ、それぞれ仕様書の中に記載の数量を納入することとしている。

納入場所については、区内小中学校98か所および区内防災倉庫7か所である。

87ページの衛生用品概要をご覧ください。

これらの購入品については、参考品として表記の製品を示し、梱包条件等を示して入札を行ったものである。

購入内容については以上である。

次に、抽出理由の区外事業者になった事情である。

冒頭に申し上げたが、区内AからCランク、区外Aランクという形で、区内事業者が参加しやすい条件にした。

結果、申込みのあった区内事業者が辞退し、応札した区外事業者が落札した。

次に、落札者が100%に近い理由である。

本件の予定価格の算出に当たっては、2者から下見積りを徴取した。そのうち、より低い金額を予定価格として設定したものである。

入札の結果、2者が辞退し、予定価格に採用した下見積りを行った当該事業者が、下見積額の近似値で応札したため、落札率が●●%になった。

参考に、改めて、83ページから92ページに仕様書を添付している。ご覧いただきたい。説明は以上である。

(委員)

予定価格は公表されているのか。

(事務局)

物品の購入であるため、予定価格は非公表である。

(委員)

下見積りをした業者が、ほぼその額で札を入れて、他は辞退したということである。

こちらについて、質問などがあればお願いします。

購入するものは特別な物ではなく、汎用品であると思う。2者が辞退してしまったということは、作業の難しさはどこにあるのか。

(防災計画課長)

作業の難しさの意味であるが、先ほど事務局から話があったとおり、100か所を超えるところに納品いただくことと、我々も、単に105か所へ行ってくださいという話ではなく、当然、学校によっても防災備蓄倉庫の場所や構造も全然違う。

そういったところも踏まえて、難しさは相当あると考える。

(委員)

それぞれの拠点ごとに定められた数をセットして、それを持っていかなければいけないといった内容である。

他に、何か質問などはないか。

(委員)

87ページに、品物の内容が書かれているが、ここに書いてあるこういう物を幾つという指定をして、入札してもらっているということか。

(防災計画課長)

委員がおっしゃるとおり、記載した製品と、個数でお願いしている。

(委員)

量が多くなると安くなるという傾向はないのか。

（防災計画課長）

当然、スケールメリットがあるので、安くなると思う。

（委員）

ただ、この落札率だったということか。

（防災計画課長）

我々としては、この個数で見積もって、適正な見積りだったと思う。落札率については、結果として、そういう形だと思う。

（事務局）

委員がおっしゃるとおり、数量によってスケールメリットが出てくる部分があると思っている。

そのために、予定価格の参考として下見積りでは防災計画課長の説明にもあったが数量などをしっかりと示した上で調査している。

下見積りの事業者がどのようなスタンスで臨まれるかはあると思うが、これだけの納入が期待できるのであれば、これぐらいの価格で入れられそうだとところで、下見積りをお出しいただいたと推測している。その結果、落札率が近似値になったということである。

（委員）

他にはいかがか。

今年は防災用品を入れて、来年、再来年も同じような案件が出るのか。

（防災計画課長）

どこまで同じかということはあるが、数量の中で50とか51となっているものは、2か年計画で入れようと思っていた残りのものが当然ある。

あとは、昨年、東京都が地域防災計画の元となる被害想定を見直したので、それに応じた増量や備蓄品の導入などは行っていく考えである。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件7】

令和5年度 学校給食用洗剤の購入（単価契約）

（事務局）

それでは、7番目の案件、資料2-7の93ページをお願いします。

審議案件の7番、令和5年度学校給食用洗剤の購入（単価契約）についてである。

本件は、区内の小中学校98校の給食室で使用する食器および調理器具等を洗浄する洗剤を、製品指定により購入したものである。

特命随契見積調書をご覧ください。

本件については、株式会社ティーポールサービスと特命随意契約を行っている。

次に、抽出理由にある一般競争入札をしなかった理由を確認したい。特殊なものではないと思われるためについて、説明する。

まず、特殊なものではないと思われる点で説明する。

97ページの製品指定理由書をご覧ください。

本件は、区内の小中学校の給食室で、食器および調理器具を洗浄する洗剤を購入したものである。

そのため、中段ぐらいの「目的を満たすために必要な条件」で、給食で使用する食器は大量で、油脂の付着が多いことから、適量の洗剤使用で、かつ短時間で洗浄できるもの。使用する調理員の健康管理のため、手荒れ等が少ないことを条件として設定している。

この点を踏まえ、下の方で類似品を比較しているが、ヤシノミ洗剤、ナチュラルという製品と比較し、洗浄力、手荒れ、使用量、価格面、いずれにおいても優れた本製品を指定して特命随意契約を行ったものである。

なお、本製品の利点等については、中段の記載内容をご覧ください。

次に、一般競争入札を行わなかった理由を説明する。

資料の95ページの指定理由をご覧ください。

指定理由の欄であるが、要約すると、給食室で使用する洗剤としての特性を踏まえ、製品指定をしている。指定された製品の取扱いは、本件指定業者が23区に販売している唯一の事業であるということである。

こうした理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、競争入札に適さないものであることから、株式会社ティーポールサービスと特命随意契約を行ったものである。

説明は以上である。

（委員）

製品指定理由書にある指定品名の「ティーポールブルーナチュラルC」は、商品名という理解でよろしいか。

（保健給食課長）

こちらは商品名である。

（委員）

商品名で、この商品を扱っているのは、この会社である。この商品を指定しているとい

う内容である。

質問などがあれば、お願いします。

そうしたら、この商品以外ではふさわしい洗剤として採用できないということか。似たような製品もあるのではないか。

（保健給食課長）

こちらに類似品の記載があるが、これ以外に、私どもで、いろいろな製品が開発されていることもあるので、逐次、別の製品について試行はやっている。今年も、2種類の物について実施している。

実際に現場で、練馬区の食器や量に応じてやってみたときにどうかということで、これがないと比較できないものである。現場の職員や従事者にとっては同じような効果が得られるもの、納得できるものがないというのが現状である。

（委員）

試行した結果、これが一番優れているという現場の声が上がってきているということか。

（保健給食課長）

比較の問題だが、そのように聞いている。

（委員）

了解した。

今回は令和5年度だが、令和4年度、令和3年度はどうだったのか。

（保健給食課長）

今年度は2回の試行をやっているが、この間、頻度が空いており、実は、平成23年からずっと試行を行っていない。

今年度については、一定期間が経ったので、2回の試行を行っている状況である。

（委員）

そうすると、過去数年間は同じ製品で、ずっと特命随意契約で来て、今回は久しぶりに試行してみようという流れだったということか。

（保健給食課長）

おっしゃるとおりである。

（委員）

了解した。

この製品以外にはあり得ないということで、1本で決めてきている。

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件8】

令和5年度練馬区文書等集配業務委託（単価契約）

（事務局）

それでは、8番目の案件、資料2-8の101ページをお願いします。

審議案件の8番、令和5年度練馬区文書等集配業務委託（単価契約）である。

本件は、区役所と各区立施設、都庁間の文書のやりとりを行う交換便業務、郵便物や交換文書の仕分、練馬庁舎内各階への文書集配等を行う文書集配室管理運営業務を委託したものである。

特命随契見積調書をご覧ください。

本件については、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合赤帽東京配送センターと特命随意契約を行っている。

次に、抽出理由について説明する。

抽出理由にある、一般競争入札にしなかった理由を確認したい、特殊なものではないと思われるためについて、説明する。

108ページをご覧ください。

仕様書の（4）文書集配室管理運営業務とある。

こちらでは、公文書等および郵便物等の取扱い、練馬庁舎内集配室業務という業務が規定されている。

公文書は、我々は起案と呼んでいるが、いわゆる稟議書のようなものも含まれている。このようなものは、滞りなく次の決裁権者等へ送付する必要がある。

また、この業務は、組織名の記載がないような外部からの郵便物についても適切な所管へ送付する必要がある。このような業務は、区の組織構成や決裁手順への知識が豊富である必要があると考える。

また、郵便物は区独自の特約料金を把握し、適切な料金で発送する必要がある。

加えて、約355か所の区立施設との交換文書を取り扱う必要がある。

そのような点から、業務を適切かつ効果的に履行できる体制を確認しつつ、業者を選定する必要があると区では考えている。

105ページの業者指定理由書にお戻りいただきたい。

先ほどの点を踏まえ、令和3年度にプロポーザル方式により事業者を選定している。

なお、プロポーザルについては、履行状況が良好な場合、最大2回の契約更新が行える。令和5年度は1回目の契約更新に当たるため、令和4年度の履行状況をモニタリングし、状況が良好であったという点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものということで、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合赤帽東京配送センターと特命随意契約を行ったものである。

仕様書は、107ページから123ページに付けているのでご覧ください。

説明は以上である。

（委員）

この件に関して、質問などがあればお願いします。

私から、区役所内の組織に文書を回すルールをよく熟知していることが非常に重要だということである。

そうすると、一旦ここで赤帽が指定されてしまうと、ノウハウがさらに蓄積されて、ほとんど半永久的とまでは言わないまでも、数年にわたって他の業者は立ち入る余地がない状況になってしまうと思うが、そういう状況はやむを得ないのか。

（総務課長）

今現在は、おっしゃるとおり赤帽をお願いしている。

ただ、プロポーザル選定の中では、赤帽の今までの経験も一定あるが、必ず公募事業者には独自の提案をいただいている。

経費の面で、どのように省力化して、人数を抑えて適切に対応できるかどうか。その辺もプロポーザルでしっかりと判断して、結果、赤帽をお願いしている状況である。

（委員）

プロポーザルの結果、赤帽が優れていると判断されたということであるが、質問などあるか。

（委員）

目的から逸れる質問になるかもしれないが、デジタル化によって文書の物質としての集配、移動を解消していくスピードというか、用途は、どうなのか。

例えば、他の区などはその方向にどれくらい進んでいるのか、どうか。教えていただければありがたい。

（総務課長）

DXの推進に基づき、紙文書を少なくする展開は、練馬区でも同様の取組をスタートしている。端緒についたところである。

文書集配業務等委託に関しても、文書そのものの絶対量が少なくなると認識している。

今回のプロポーザルの折には、一定、練馬区役所内でもDXの推進が見えてくると思われる。そういった面で、仕様書の精査、見直しをしていく必要がある。

他区の状況は把握していない。

（総務部長）

補足である。

電子決裁を導入しているので、区長・副区長決裁以外は、基本的には紙ではなく電子で回す。ただ、添付文書が多い場合などは紙も同時に回す。

そういった面でいうと交換業務は残ってしまうが、決裁については大分進んでいると思

っている。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件9】

西部公園清掃管理作業（その4）

（事務局）

それでは、9番目の案件、資料2-9の125ページをお願いします。

審議案件の9番、西部公園清掃管理作業（その4）についてである。

本件は、大泉学園公園ほか11園について、日常清掃、除草等、比較的簡単な作業を委託しているものである。

特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、特定非営利活動法人練馬区障害者事業所と特命随意契約を行っているものである。

次に、抽出理由について、説明する。

抽出理由は、一般競争入札にしなかった理由を確認したい。特殊なものではないと思われるためとのことである。

まず、業務内容である。

137ページの作業数量内訳書をご覧いただきたい。

園内の清掃、除草、砂場不純物除去、便所床清掃等の作業を委託している。それぞれの作業の詳細の内容は、132ページ仕様書の各項目に記載しているが、特殊な内容が含まれているものではない。

次に、一般競争入札にしなかった理由について、説明する。

練馬区では多数の公園があるため、区内を東部、西部に分け、各公園出張所で管理を行っている。各出張所では、さらにエリアを細分化して公園管理を委託している。

本件に属している西部公園出張所エリアでは、公園数が97か所、面積にして35万6,000㎡に及ぶため、清掃管理作業をこの他に四つ、合わせて五つに分けて委託している。

特殊な機材を使用する公園は一般競争入札で契約しているが、本件のような日常清掃、除草など、比較的簡単な作業で行える公園は、障害者や高齢者の就労促進の観点から、障害者事業所、シルバー人材センターと随意契約を行っている。

127ページをお開きいただきたい。業者指定理由書をおつけしている。

2の指定理由をご覧いただきたい。

（2）に記載があるが、身体障害者福祉法第3条において、国および地方公共団体は身体障害者の自立と社会経済活動の参加促進の援助に努める必要がある。

(3) では、練馬区障害者計画においては、障害者の就労を推進することが位置づけられている。

(4) 本件の契約相手方である特定非営利活動法人練馬区障害者事業所は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定している特命随意契約を行うことができる障害者福祉サービス事業を行う施設に該当している。

このような点から競争入札に適さないものであることから、地方自治法施行令167条の2第1項第3号により、特定非営利活動法人練馬区障害者事業所と特命随意契約を行ったものである。

改めての案内となり恐縮であるが、131ページから139ページまでに仕様書をおつけしている。確認いただきたい。

説明は以上である。

(委員)

これについて、ご質問などはあるか。

(委員)

不勉強なところもあると思うが、公園の清掃作業などは比較的単純作業だと思うが、それが障害者の方にふさわしいという議論はいかがなものか。

例えば障害を持っている方も、能力的に、知的の問題が劣るかどうかは全く別の問題だと思われる。

むしろ、考え方によっては、このような単純作業であれば、競争入札でより安い価格でリーズナブルな業者にやってもらうという考え方もあり得ると思う。

その辺で何か、意見を聞かせていただければと思う。

(経理用地課長)

今、委員がおっしゃったのは、簡単なものがふさわしいかどうかではないという趣旨か。

(委員)

専門分野ではないが、障害がある方でも、例えば、テレビを見ている、私よりもはるかに知的能力が上の方もいらっしゃる。

あるいは、逆に公園で、屋外で肉体的な労働が障害のある方に適しているのかどうか。マッチングの観点でどのように考えたらいいのか、示唆をいただければと思う。

(経理用地課長)

まず、この障害者事業所は、以前から長く清掃を中心にした事業を行っている。今は、就労継続支援A型とB型をやっており、その中で公園の清掃のほか、いくつか区立施設の清掃もやっている。

そういった清掃を中心にやっている事業者は障害者事業所の他にもある。そういったところにも清掃をはじめ様々なことをお願いしている。

清掃の他では、障害者の方の就労を全体的にサポートするというところで、例えばクリー

ニングの取次ぎ、あるいは、物品の購入も随意契約でできることになっている。

障害者施策推進課から各所管に、発注できるものは積極的に障害者の施設等を活用するように、年間2回通知して、推進しているところである。

（委員）

障害者の方それぞれの能力の展開にふさわしいポジションがあれば、ぜひ提供いただければ素晴らしいと思う。

（委員）

他にはいかがか。

私から。この案件は、その4という番号がついている。その他にも（1）～（3）は一般の入札になっているが、（4）だけは随意契約になっているということは、（1）～（3）と（4）は、作業のレベルが違うということか。

（西部公園出張所長）

（1）から（3）は一般競争入札を行っている。

内容としては、公園の園内清掃、便所清掃の他に、夏場はじゃぶじゃぶ池を稼働するため、水施設の清掃や、流れの清掃等が発生している。

ポンプの動作確認や、比較的専門的な技術も必要なことから、（1）から（3）に関しては一般競争入札にしている。

（委員）

こちらの障害者事業所に委託をしたいという趣旨はよく理解できたが、これをやみくもにやってしまうと、区がやらせたい業者に優先的に発注するという一方で、何か問題があるのかという観点から抽出をした。

127ページ指定書の指定理由を見ると、自治体は積極的に推進しなければいけないという規定がある。これが随意契約を進める主な理由と理解すればよろしいか。

（経理用地課長）

区として障害者の就労を推進して支援していくという大きな方針があり、その上で、地方自治法施行令でも、こういった事業所には随意契約ができるという規定で裏打ちされている。

（委員）

そうすると、金額はどのように積算されているのか。

（西部公園出張所長）

金額に関しては一般競争入札と同じ単価を用いて、積算基準により設計して算出している。

（委員）

一般入札の場合の積算単価を参考にとということか。了解した。
他にはいかがか。

（委員）

参考までに、うちの法人も、庁舎の一部の清掃を受けている。

うちの法人は、就労促進ということでクッキーを作って販売する。それから、喫茶店を運営しており、そこでお弁当を出したり、喫茶事業をやっている。あと、もう一つが清掃である。

ただ、障害者は、それぞれ個性があり、例えば、精神障害者の方は通所するのが大変で、週に1回ぐらいしか来られない。そういうところに定期的な清掃をお願いするのは難しい。

清掃をお願いするのは、同じことを繰り返しできて、きちんと出てこられる方。その辺のマッチングは、事業者が、Aさんにはこういう仕事とやり取りしながら、お互いに相談しながら、向いているというところでマッチングしていることが実態である。

逆に言えば、清掃をもらえても、うちにそういう人材がいなければ他の法人に回してもらって、適切な方がおられるところで庁舎の一部の清掃をお願いするというやり方をしている。

（委員）

この案件はNPO練馬区障害者事業所と契約しているが、練馬区内には、他に同じようなNPO団体はないのか。もし、あったとして、ここに随意契約して何か問題にはならないのか。その辺が気になる。

（経理用地課長）

他にも障害者福祉推進機構というNPO法人がある。同じように清掃を得意としている事業者がいる。そういったところにも随意契約を行っている。比較的、すみ分けができています。

（委員）

他の案件で、そちらに出しているということか。

（経理用地課長）

おっしゃるとおりである。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件10】

令和5年度保育課入園等事務の一部業務委託

（事務局）

10番目の案件である。資料2-10の141ページをお願いする。

審議案件の10番、令和5年度保育課入園等事務の一部業務委託についてである。

本件は、保育課での保育園の入園に係る窓口や電話での案内業務、申請書等の受理およびデータ入力業務等を委託しているものである。

まず、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部と特命随意契約を行っている。

次に、抽出理由を説明する。

抽出理由は、一般競争入札にしなかった理由を確認したい。特殊なものでないと思われるためとのことである。

まず、特殊なものではないと思われるためというところであるが、145ページをお開きいただきたい。仕様書をつけている。

4番、履行内容として、（1）入園（在園）案内および書類受付窓口業務を委託している。

この業務は、非業務範囲として保育利用の案内等に情報の記載がない内容などの職員へのエスカレーションが必要なものがある。そういったものは非業務範囲として設定している。それ以外の問合せや窓口対応をお願いしているものである。

以下、（2）入園（在園）案内電話業務から、147ページの（15）施設等利用給付申請処理業務まで、窓口、電話、データ処理まで、多岐にわたる業務を委託している。

なお、後ほど説明するが、保育園の入園事務において、保護者の就労状況や収入の状況、兄弟、姉妹の保育状況など、非常に多くの個人情報を取り扱う。他の業務についても同様だが、誤りを許されない業務である。区としては履行体制を十分に確認する必要がある業務だと認識している。

次に、一般競争入札をしなかった理由についてである。

143ページ、業者指定理由書をご覧いただきたい。

指定理由は、本件の業務内容が保育園の入園に係る窓口電話の案内業務、申請書等の受理およびデータ入力業務の一部を委託しているものである。

当該業務は、先ほど説明したが、高い接遇能力や正確な入力能力を持つ人材を計画的に育成、個人情報保護体制も堅固で安定的な履行体制を構築することから、プロポーザル方式により業者選定を行ったものである。

履行状況が良好な場合は2回までの契約更新を認めている。本件は令和4年度に履行状況が良好であったことから、2回目の契約更新を行ったものである。

このような点が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部と特命随意契約を行ったものである。

改めて、145ページから150ページまで仕様書をおつけしている。確認いただければと思う。

説明は以上である。

（委員）

これについて、ご質問などはあるか。

確認であるが、令和2年度で契約して、継続の2回目であるか。

（保育課長）

おっしゃるとおりである。

（委員）

了解した。

令和2年度に、プロポーザルで複数の業者で競い合ったのか。

（保育課長）

令和2年度ของときには、当初6者に応募いただき、そのうち4者は辞退となったが、2者でのプロポーザルでの選定という結果であった。

なお、先ほど説明があったパーソルテンプスタッフは、私ども平成24年度から3年ごとに選定を行っているが、結果的に同様の事業者がずっと請け負っているが、その都度、競争性を確保しながら、適切な事業者を選定できていると考える。

（委員）

他に何かあるか。

この手のプロポーザルに手を挙げられるのは、同業の人材派遣会社が多いのか。

（保育課長）

おっしゃるように、人材派遣の会社が比較的多いと思っている。

本年度も、今回これで契約の履行認定の3年が終わったので、また令和6年度以降の事業者選定を行った。今回は6者の選定になったが、比較的人材派遣の事業者が多いという印象を持っている。

そうした事業者は、他の自治体でも様々な窓口や入力業務を請け負っている実態がある。そういった専門性を生かしながら業務委託をやっている状況である。

（委員）

テンプスタッフは、同じような大手の人材派遣会社は多いと思うが、プロポーザルで競争しても、こちらが優れていたという結論か。

（保育課長）

結果的に、これまでの経験と反省に基づいた、また新たな提案等を加味して審査すると、

結果的には、今回の事業者が適切だったという状況である。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

<報告事項>

令和5年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

（事務局）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

意見や質問などはあるか。

不調の案件は、その後どうなっているのか。

（事務局）

不調の案件は、その後は再度入札に付す、もしくは、次年度に向けてもう一度整理を行うという形で、工事所管と調整しながら対応を進めている。

（委員）

了解した。

他にはいかがか。

特になければ、報告事項は以上とする。

<その他>

次回の入札監視委員会は、令和6年7月予定。